

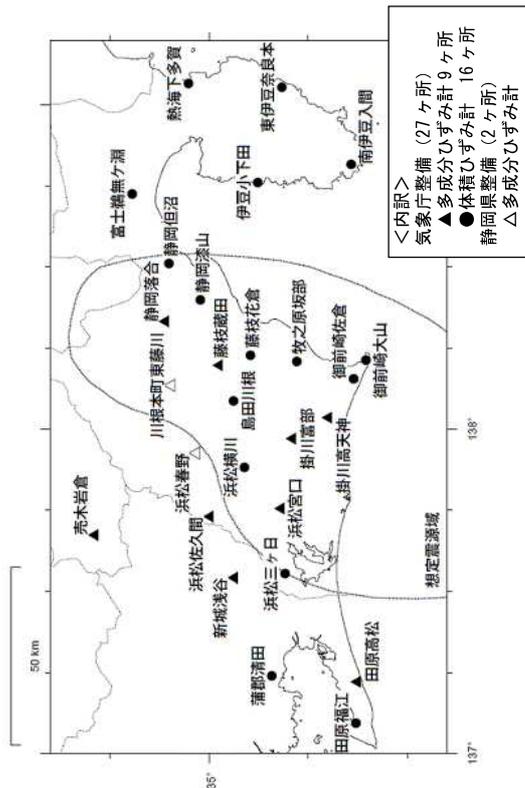
5-1-1 静岡県内における地震・火山予知観測施設一覧

(県危機情報課)

(令和4年4月1日現在)

観測機関	観測項目	施設数	テレメータ化されているもの 気象庁へデータを 配信しているもの	
気象庁	地震	36	36	
	歪	20	20	
	傾斜	5	5	
	検潮	5	5	
	GPS	7	7	
	遠望カメラ	3	3	
	空振計	4	4	
	伸縮	1	0	
	歪	3	1	
	地震	49	49	
防災科学研究所	傾斜	27	27	
	検潮	0	0	
	地磁気	0	0	
	地下水位	0	0	
	GPS	6	6	
	間隙水圧	0	0	
	歪	0	0	
	地震	0	0	
	傾斜	0	0	
	検潮	3	3	
国土地理院	重力	0	0	
	GPS	103	103	
	全磁力	0	0	
	レーザー	0	0	
	歪	0	0	
	地震	2	2	
	地下水位	11	11	
	地下水	0	0	
	ブドン	0	0	
	伸縮	1	1	
産業技術総合研究所	GPS	0	0	
	水温	0	0	
	GPS	0	0	
	海底地殻変動	3	0	
	検潮	0	0	
	海上保安庁	検潮	0	0
		GPS	0	0
		GPS	0	0
		GPS	0	0
		GPS	0	0
GPS		0	0	
GPS		0	0	
GPS		0	0	
GPS		0	0	
GPS		0	0	

歪	2	2	1
地震	18	18	11
傾斜	2	2	1
地電位	1	1	0
地磁気	17	17	0
GPS	56	56	0
レーザー	0	0	0
地中温度	1	1	0
地電位	0	0	0
地磁気	1	1	0
電磁波	1	1	0
GPS	0	0	0
地震	1	1	0
傾斜	1	1	0
検潮	1	1	1
歪	2	2	2
傾斜	0	0	0
地下水位	2	2	0
地震	0	0	0
GPS	3	3	0
計	398	334	189

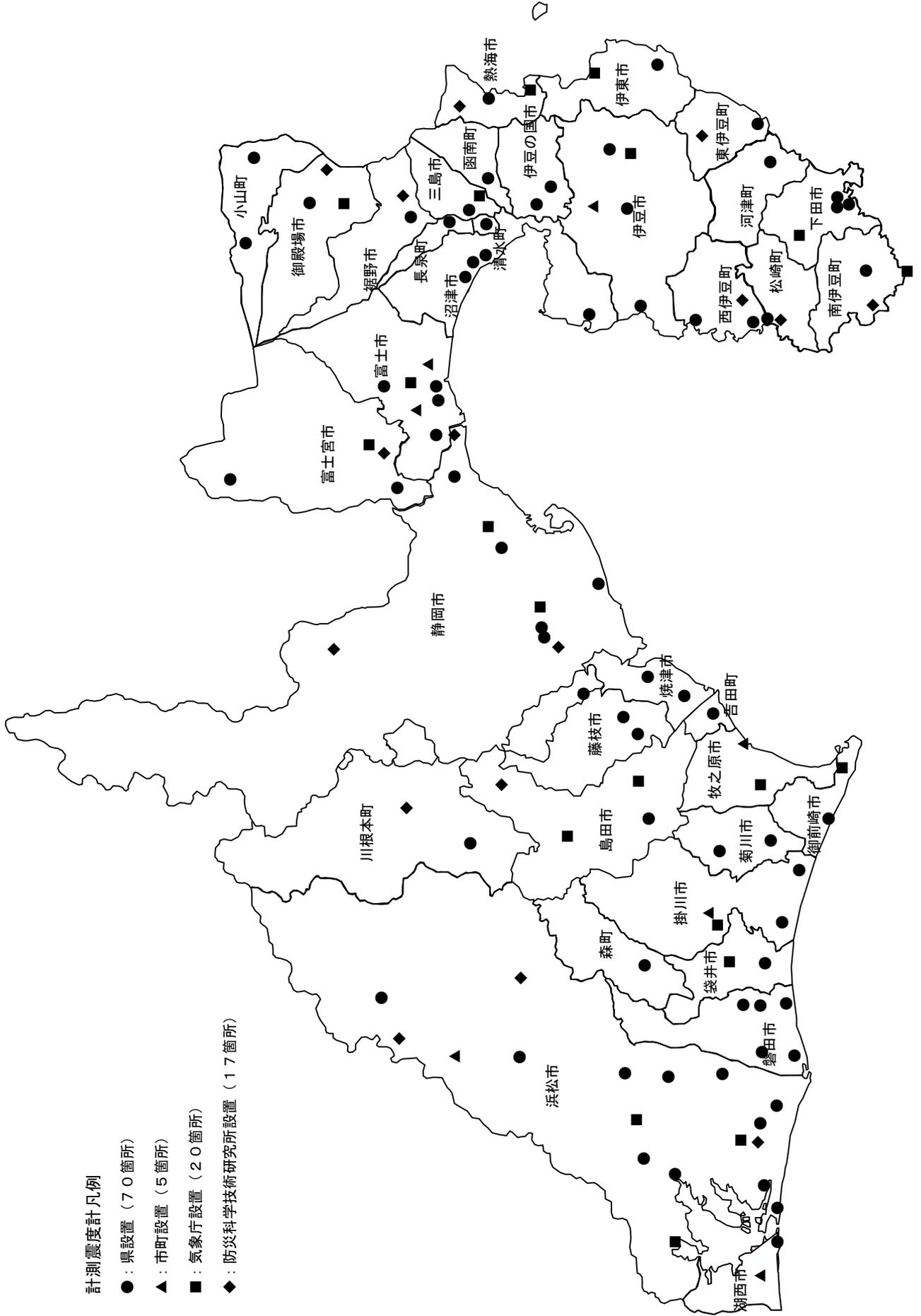


### 5-1-2 静岡県内計測震度計整備状況

(県危機情報課) R4.4.1

#### 計測震度計凡例

- : 県設置 (70箇所)
- ▲ : 市町設置 (5箇所)
- : 気象庁設置 (20箇所)
- ◆ : 防災科学技術研究所設置 (17箇所)



5-1-3 静岡県内の気象庁震度発表名称と静岡県震度情報ネットワークシステム観測点一覧

Table with 5 columns: 気象庁震度発表名称, 観測点所在地, 計測震度計設置区分, 気象庁名称, 観測点所在地. Lists various observation points across Shizuoka Prefecture.

Table with 5 columns: 気象庁震度発表名称, 観測点所在地, 計測震度計設置区分, 気象庁名称, 観測点所在地. Lists various observation points across Shizuoka Prefecture.

設置者別箇所数: 静岡県(70)、気象庁(20)、市町(5)、防災科学技術研究所(17) 計112箇所

静岡県震度情報ネットワークシステム接続箇所数: 静岡県(70)、市町(5) 計75箇所

防災科研: 独立行政法人防災科学技術研究所

## 5-2-1 気象庁震度階級関連解説表

(県危機情報課)

## 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている大半の人が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている大半の人が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばれることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 木造建物(住宅)の状況、鉄筋コンクリート造建物の状況、地盤斜面等の状況

震度階級	木造建物(住宅)		鉄筋コンクリート造建物		地盤・斜面等の状況	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い	地盤の状況	斜面等の状況
5弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。			亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。  壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。  瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。  1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。  1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。  1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる		

気象庁資料

## ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水・停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

気象庁資料

## 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期時振動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

気象庁資料

## 5-2-2 南海トラフ地震に関連する情報と発表基準

(県危機情報課)

情報名	発表基準
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

## (気象庁発表資料)

(別紙1)

## 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象※<sup>1</sup>が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</li> <li>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li> </ul>
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

- 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。
- 本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象。具体的には、次のとおり。

気象庁が調査を開始する対象となる現象
<ul style="list-style-type: none"> <li>○想定震源域※<sup>2</sup>内でマグニチュード7.0以上の地震が発生</li> <li>○想定震源域※<sup>2</sup>内でマグニチュード6.0以上の（或いは震度5弱以上を観測した）地震が発生し、ひずみ計※<sup>3</sup>で当該地震に対応するステップ状の変化※<sup>4</sup>以外の特異な変化を観測</li> <li>○1カ所以上のひずみ計※<sup>3</sup>で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計※<sup>3</sup>で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域※<sup>2</sup>内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測された等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>

※2：想定震源域；南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）。

※3：ひずみ計；当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用。

※4：ステップ状の変化；地震発生時に通常観測される段差的な変化

上記は、今後の検討により見直されることがある。

# 南海トラフ地震に関連する情報 臨時)」に関する基本的な流れ

(参考)

## 異常な現象 (※)が発生

時間の経過

※南海トラフ沿いでマグニチュード以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

### 南海トラフ地震に関連する情報 臨時)

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合に発表

南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において、発生した異常な現象について評価

最短で2時間後  
程度を想定

### 南海トラフ地震に関連する情報 臨時)

南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性について調査中または可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表

以後、随時

### 南海トラフ地震に関連する情報 臨時)

発生した現象及びその評価結果を発表

※南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなく、かつ評価された場合には、その旨をお知らせし、情報の発表を終了

## 5-2-4 地震に関する情報

(静岡地方気象台)

### (1) 緊急地震速報

#### ア. 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

静岡地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

#### イ. 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

### (2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上(大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

### （3）地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び静岡地方気象台が静岡県及び報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

#### ・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報・注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

#### ・月間地震概況及び週間地震概況

地震及び津波に関わる災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために静岡地方気象台で月毎または週毎の資料を作成する地震活動状況等に関する資料。

5-3-1 気象等の予報及び警報の種類と発表基準 (静岡地方気象台)

1 気象等の予報及び警報等の種類

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれの著しく大きい場合に「特別警報」が、県内の市町ごと\*に静岡地方気象台が発表する。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

\* 静岡市及び浜松市では、さらに南部と北部に地域細分を行って発表を行う。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれの著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

警報の種類	概要
特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれの著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれの著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれの著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれの著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれの著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれの著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあるとき予想されるときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあるとき予想されるときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあるとき予想されるときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあるとき予想されるときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあるとき予想されるときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあるとき予想されるときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあるとき予想されるときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

注	大雨による災害が発生するおそれがあるとき予想されるときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
意	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあるとき予想されるときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
報	大雪により災害が発生するおそれがあるとき予想されるときに発表される。強風により災害が発生するおそれがあるとき予想されるときに発表される。雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあるとき予想されるときに発表される。高い波により災害が発生するおそれがあるとき予想されるときに発表される。
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあるとき予想されるときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自ら

	の避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付けられることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、火災の危険が大きき気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。
着氷・着雪注意報	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(2) 水防活動用の気象等の警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報	一般の利用に適合する警報	水防活動の利用に適合する注意報	一般の利用に適合する注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	水防活動用気象注意報	大雨注意報

水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）	水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報	水防活動用洪水注意報	洪水注意報

(3) 全般気象情報、東海地方気象情報、静岡県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に、それぞれ気象庁、名古屋地方気象台及び静岡県地方気象台が発表する。

(4) 土砂災害警戒情報

静岡県と静岡県地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。（資料編「5-3-3 土砂」資料の巻Ⅱ「災害警戒情報の発表」を参照）。

(5) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一報として気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所について、気象庁ホームページの警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、気象庁が一次細分区域毎に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については気象庁ホームページの竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(7) 洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決め

て水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

水防法第 10 条及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項により、天竜川下流及び菊川、安倍川、狩野川、大井川については、それぞれ国土交通省中部地方整備局の各担当事務所と静岡地方気象台が共同で河川名を付し、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報を発表する。また、富士川洪水予報については、国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同で河川名を付し、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報を発表する。

水防法第 11 条及び気象業務法第 14 条の 2 第 3 項により、太田川水系太田川原野谷川については、静岡県袋井土木事務所と、瀬戸川水系朝比奈川については、静岡県島田土木事務所と、都田側水系都田川については、静岡県浜松土木事務所と静岡地方気象台が共同で河川名を付し、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報を発表する（資料編 6-3 洪水予報参照）

#### (8) 火災気象通報

消防法第 22 条第 1 項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに静岡地方気象台長が知事に対して通報する。この通報を受けた知事は、直ちに市町に通報する（大火災対策の巻 参照）

#### (9) 災害時気象支援資料

静岡地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

#### (10) 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

## 府県版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

### 【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表1及び3の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html)）を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)）を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

### < 府県版、市町村版参考資料 >

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/dojoshisu.html>）を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/ryuikishisu.html>）を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/hyomenshisu.html>）を参照。

### < 警報の危険度分布の基準値について >

大雨警報（浸水害）の危険度分布は、基準Ⅳ（大雨特別警報（浸水害）の表面雨量指数基準）、基準Ⅲ（大雨警報（浸水害）の基準を大きく超過した表面雨量指数基準）、基準Ⅱ（大雨警報（浸水害）の表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（大雨注意報の表面雨量指数基準）のいずれも、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km四方）毎に設定しており、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。

洪水警報の危険度分布の流域雨量指数基準及び複合基準は、基準Ⅳ（大雨特別警報（浸水害）の流域雨量指数基準）、基準Ⅲ（洪水警報の基準を大きく超過した流域雨量指数基準）、基準Ⅱ（洪水警報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（洪水注意報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）のいずれも、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km四方）毎に設定している。

## (別表1)大雨警報基準

令和2年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中部南	静岡市南部	25	147
	島田市	24	150
	焼津市	24	159
	藤枝市	24	143
	牧之原市	23	131
	吉田町	23	150
中部北	静岡市北部	22	158
	川根本町	21	171
伊豆北	熱海市	19	156
	伊東市	20	132
	伊豆市	16	160
	伊豆の国市	18	154
	函南町	20	154
伊豆南	下田市	15	111
	東伊豆町	20	144
	河津町	18	145
	南伊豆町	16	111
	松崎町	18	125
	西伊豆町	17	145
富士山南東	沼津市	18	156
	三島市	22	164
	御殿場市	20	186
	裾野市	22	186
	清水町	19	164
	長泉町	18	171
	小山町	19	198
富士山南西	富士宮市	20	171
	富士市	24	156
遠州北	浜松市北部	22	155
遠州南	浜松市南部	21	133
	磐田市	20	137
	掛川市	24	118
	袋井市	19	118
	湖西市	22	132
	御前崎市	22	120
	菊川市	22	134
	森町	21	154

(別表2)洪水警報基準

市町村等名 主なためた地域	市町村等	流域雨量指数基準	総合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
中部南	静岡市南郡	丸子川流域=15.3、黒科川流域=37.4、由比川流域=122、奥井川流域=32.1、鹿原川流域=9.8、巴川流域=25.7	丸子川流域=(21, 11)、巴川流域=(11, 19.7)	富士川(釜無川を含む)(南部)、安倍川(宇津・牛養)	
	熱海市	伊太谷川流域=11.3、大代川流域=16.9、伊久美川流域=18.2、家山川流域=16.8、蒲白川流域=8.4、黒石川流域=10、大淵川流域=9.8、新山川流域=10、志太田中川流域=6.6	大代川流域=(23, 12.6)	大井川(柳津・権島)	
	深溝市	小石川流域=8.4、黒石川流域=10、大淵川流域=9.8、新山川流域=10、志太田中川流域=6.6	木置川流域=(11, 8.8)、新山川流域=(11, 9)	大井川(権島)、瀬戸川水系、瀬戸川・朝比奈川(陣書橋・権内橋)	
	藤枝市	新山川流域=8.6、栗原川流域=15.3、断比奈川流域=21.5	朝比奈川流域=(10, 19)	大井川(権島)、瀬戸川水系、瀬戸川・朝比奈川(陣書橋・権内橋)	
	秋之原市	坂口谷川流域=11.7、勝間田川流域=14.8、萩間川流域=12.4	坂口谷川流域=(8, 10.9)、萩間川流域=(8, 11.1)	—	
	吉田町	蒲白川流域=11.4	—	大井川(権島)	
	中部北	静岡市北郡	安南川流域=37.3、黒科川流域=30.2、安倍中河内川流域=33.2	—	—
		川根本町	大井川流域=77.6	大井川流域=(12, 69.8)	—
	伊豆北	熱海市	熱海和田川流域=7.5、熱海宮川流域=5.6	—	—
		伊東市	伊東大川流域=18.8	—	—
伊豆市		狩野川流域=36.8、山田川流域=5.7、白川流域=7.6、修善寺川流域=10.6	山田川流域=(13, 5.1)、修善寺川流域=(9, 6.6)、修善寺川流域=(8, 9.5)	狩野川(大仁)	
伊豆の国市		重山古川流域=8.7、深沢川流域=12.2	重山古川流域=(8, 6.8)	狩野川(大仁・権島)	
函南町		大淵川流域=24.2、来光川流域=12.2、和次川流域=12.7	大淵川流域=(9, 21.6)、来光川流域=(9, 6.6)、和次川流域=(12, 50.9)	狩野川(権島)	
下田市		大賀茂川流域=8.5、福生沢川流域=21.2	—	—	
東伊豆町		白田川流域=17.6	—	—	
河津町		河津川流域=26.5	—	—	
新伊豆町		青野川流域=21.5	—	—	
松崎町		那賀川流域=23.9、岩科川流域=14	那賀川流域=(11, 21.5)	—	
富士山南東	西伊豆町	宇久須川流域=16.1、仁科川流域=24.2	—	—	
	沼津市	沼川流域=10.9、高橋川流域=7.6、貴瀬川流域=43.3、大川流域=11.9、新中川流域=5.5	新中川流域=(16, 3.6)、狩野川流域=(14, 49.5)	狩野川(徳島)	
	三島市	境川流域=6.1、大場川流域=22.8、堀殿川流域=5.3	狩野川流域=(10, 35.7)	狩野川(徳島)	
	御殿場市	黒沢川流域=6.9、電島川流域=7.2、貴瀬川流域=12、久保川流域=25.6、西山流域=14.5	貴瀬川流域=(10, 10.8)	—	
	裾野市	貴瀬川流域=30.4、在野川流域=13.7、用沢川流域=14.8、泉川流域=9.9	貴瀬川流域=(10, 27.3)	—	
	清水町	貴瀬川流域=43.4、境川流域=4.4	境川流域=(9, 3.9)	狩野川(徳島)	
	長泉町	貴瀬川流域=41.6、巻沢川流域=10.9	—	—	
	小山町	貴瀬川流域=41、須川流域=19.7、小山佐野川流域=21.5	—	—	
	富士宮市	瀬井川流域=27.9、芝川流域=36.4、弓川流域=16.9	—	富士川(釜無川を含む)(南部)	
	富士市	富士早川流域=6.1、瀬井川流域=39.2、流川流域=32.5、新井川流域=11.1、滝川流域=6.6、赤瀬川流域=14.5	富士早川流域=(20, 6)	富士川(釜無川を含む)(南部)	
遠州北	浜松市北郡	二徳川流域=20.4、阿多石川流域=21.6、桑田川流域=47、水窪川流域=37、熊野川流域=16.1	阿多石川流域=(12, 19.4)、水窪川流域=(12, 9/11)	天竜川下流(鹿島)	

(別表2)洪水警報基準

市町村等名 主なためた地域	市町村等	流域雨量指数基準	総合基準*1	指定河川洪水予報による基準
遠州南	浜松市南郡	安南川流域=11.5、新川流域=16.1、井伊谷川流域=20.5、新橋川流域=9.4、馬込川流域=7.2、芳川流域=7.3	安南川流域=(12, 9.7)、天竜川流域=(12, 8.3)	天竜川下流(鹿島・中ノ町)、都田川水系、都田川(瀬戸橋)
	浜田市	一帯河川流域=8、ぼんぼり川流域=20.7、今ノ瀬川流域=8.9	一帯河川流域=(11, 7.9)、ぼんぼり川流域=(19, 17.3)、今ノ瀬川流域=(11, 37/7)	天竜川下流(鹿島・中ノ町)、太田川水系、太田川(原野谷川(大分・新貝・山名))
	掛川市	牛瀬川流域=17.4、下小笠川流域=8.6、佐東川流域=7.3、原野谷川流域=20.5、逆木川流域=14、重木川流域=24.3、若狭川流域=14、垂木川流域=11.4、真大谷川流域=7.6、升野沢川流域=10.3、四ヶ谷川流域=8.3	逆木川流域=(11, 21.8)、若狭川流域=(11, 12.6)、重木川流域=(11, 10.2)、西大谷川流域=(11, 7.4)	瀬川(加茂)
	森井市	前川流域=5.9、敷地川流域=16.4、小笠川川流域=9.1、宇刈川流域=9.3、逆川流域=27.9	小笠川川流域=(8, 8.7)	太田川水系、太田川(原野谷川(大分・新貝・山名))
	浜西市	入出太田川流域=7.8、笠子川流域=7.5	—	—
	御前崎市	新野川流域=12.4	—	—
	菊川市	牛瀬川流域=15.5、西方川流域=8.7	牛瀬川流域=(12, 14.2)、西方川流域=(12, 8.6)	瀬川(加茂)
	森町	吾川流域=20.3、三倉川流域=15.1、一帯川流域=12.2	—	太田川水系、太田川(原野谷川(大分・新貝・山名))

\*1 (表頭雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

## (別表3)大雨注意報基準

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中部南	静岡市南部	14	94
	島田市	14	96
	焼津市	14	101
	藤枝市	14	91
	牧之原市	14	83
	吉田町	14	96
中部北	静岡市北部	16	102
	川根本町	16	111
伊豆北	熱海市	10	107
	伊東市	11	91
	伊豆市	10	110
	伊豆の国市	10	106
	函南町	11	106
伊豆南	下田市	10	74
	東伊豆町	16	96
	河津町	13	97
	南伊豆町	10	74
	松崎町	13	83
	西伊豆町	12	97
富士山南東	沼津市	13	79
	三島市	12	83
	御殿場市	14	94
	裾野市	11	94
	清水町	12	83
	長泉町	11	87
	小山町	11	100
富士山南西	富士宮市	12	87
	富士市	13	79
遠州北	浜松市北部	13	111
遠州南	浜松市南部	15	78
	磐田市	14	80
	掛川市	16	69
	袋井市	12	69
	湖西市	14	77
	御前崎市	16	70
	菊川市	14	79
	森町	14	90

(別表4) 洪水注意報基準

市町村等名 主なためた地域	市町村等	流域雨量指数基準	指定河川洪水予想による基準	総合基準*
中部北	稲岡市南郡	丸子川流域=12.2、黒石川流域=29.9、 由比川流域=9.7、黒澤川流域=25.6、 鹿原川流域=7.8、巴川流域=20.5	富士川(釜無川を流す)〔南部〕、 安曇川〔宇都・牛妻〕	丸子川流域=(7.99)、 黒澤川流域=(7.256)、 鹿原川流域=(7.78)、 巴川流域=(7.177)、 伊太谷川流域=(13.544)
	島田市	伊太谷川流域=9、大代川流域=13.5、 伊久川流域=14.5、家山川流域=13.4、 小石川流域=6.7、菊川流域=8.1	大井川〔御所・榎島〕	伊太谷川流域=(7.84)、 大代川流域=(7.113)
	深津市	黒石川流域=6.7、黒石川流域=8、 大瀬川流域=7.8、駒山川流域=8、 志太田川流域=5.2	大井川〔榎島〕、 瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川〔御所・榎島・榎内線〕	小石川流域=(7.67)、 黒石川流域=(7.73)、 大瀬川流域=(7.78)、 黒澤川流域=(7.116)、 志太田川流域=(7.5)、 瀬戸川流域=(13.312)
	藤枝市	朝比奈川流域=6.9、栗原川流域=2.2、 黒石川流域=6.3	大井川〔榎島〕、 瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川〔御所・榎内線〕	栗原川流域=(6.192)、 黒石川流域=(6.184)
	牧之原市	坂口谷川流域=9.9、舞岡田川流域=11.8、 篠田川流域=9.9	大井川〔榎島〕	坂口谷川流域=(5.79)、 篠田川流域=(5.112)
	吉田町	湯田川流域=9.1	大井川〔榎島〕	—
	静岡市北部	安倍川流域=29.9、高杉川流域=24.1、 安倍中須内山川流域=26.5	—	—
	川根本町	大井川流域=6.2	大井川流域=(12.496)	—
	熱海市	熱海田川流域=6、熱海宮川流域=4.4	—	—
	伊東市	伊東大川流域=15	—	—
伊豆南	伊豆市	狩野川流域=29.4、山田川流域=4.5、 古川流域=6、修善寺川流域=8.4	狩野川〔大仁〕	狩野川流域=(6.294)、 山田川流域=(10.366)、 古川流域=(9.488)、 修善寺川流域=(9.67)
	伊豆の国市	重山古川流域=8.9、深沢川流域=9.7	狩野川〔大仁・磐倉〕	重山古川流域=(5.611)、 狩野川流域=(8.292)
	函南町	大場川流域=19.3、米光川流域=9.7、 米光川流域=6.77、 狩野川流域=10.1	狩野川〔磐倉〕	大場川流域=(6.193)、 米光川流域=(9.78)、 米光川流域=(6.77)、 狩野川流域=(11.396)
	下田市	大賀茂川流域=8.8、稲生沢川流域=16.9	—	大賀茂川流域=(10.549)、 稲生沢川流域=(10.135)
	葵伊豆町	白田川流域=14	—	—
	河津町	河津川流域=21.2	—	—
	南伊豆町	青野川流域=17.2	—	—
	松崎町	厚賀川流域=9.1、岩科川流域=11.2	—	—
	西伊豆町	宇久須川流域=12.8、仁科川流域=9.3	—	—
	沼津市	沼川流域=9.7、黒瀬川流域=6、 黒瀬川流域=34.6、大川流域=9.5、 新中川流域=4.4	狩野川〔磐倉〕	宇久須川流域=(10.102)、 仁科川流域=(6.193)、 沼川流域=(13.6)、 黒瀬川流域=(9.327)、 新中川流域=(8.32)、 狩野川流域=(10.352)
富士山南東	三島市	樽川流域=4.8、大場川流域=18.2、 徳殿川流域=4.2	狩野川〔徳島〕	樽川流域=(6.48)、 大場川流域=(6.182)、 徳殿川流域=(6.42)、 狩野川流域=(10.378)
	御殿場市	藍沢川流域=5.5、竜島川流域=5.7、 黒瀬川流域=9.6、久佐川流域=20.4、 西山流域=11.6	—	黒瀬川流域=(6.96)
	裾野市	黒瀬川流域=24.3、佐野川流域=10.9、 用沢川流域=11.8、泉川流域=7.9	—	黒瀬川流域=(9.194)、 佐野川流域=(5.109)
	清水町	黒瀬川流域=34.7、崎川流域=3.5	狩野川〔徳島〕	崎川流域=(6.35)、 狩野川流域=(8.476)
	長泉町	黒瀬川流域=33.2、藤沢川流域=8.7	—	黒瀬川流域=(10.266)
	小山町	藍沢川流域=32.8、須川流域=15.7、 小山佐野川流域=17.2	—	須川流域=(6.157)、 小山佐野川流域=(6.172)
	富士宮市	瀬井川流域=22.3、芝川流域=29.1、 弓川流域=15.1	富士川(釜無川を流す)〔南部〕	瀬井川流域=(6.223)、 富士川流域=(10.746)
	富士市	富士宮川流域=4.5、瀬井川流域=31.3、 沼川流域=2.6、小瀬井川流域=8.8、 滝川流域=0.8、新瀬川流域=11.6	富士川(釜無川を流す)〔南部〕	富士宮川流域=(10.48)、 沼川流域=(6.26)、 新瀬川流域=(6.84)、 滝川流域=(10.69)
	沼津市北部	二股川流域=16.3、阿多古川流域=17.2、 芝田川流域=97.6、水窪川流域=29.6、 黒切川流域=4.4	天竜川下流〔徳島〕	阿多古川流域=(7.169)、 芝田川流域=(17.376)、 水窪川流域=(12.874)

(別表4) 洪水注意報基準

市町村等名 主なためた地域	市町村等	流域雨量指数基準	総合基準*	指定河川洪水予想による基準
遠州南	浜北市南郡	安開川流域=9.2、新川流域=12.8、 井伊谷川流域=16.4、駒橋川流域=7.5、 馬込川流域=13.7、芳川流域=5.8	安開川流域=(7.87)、 新川流域=(7.1199)、 井伊谷川流域=(7.1377)、 芳川流域=(7.53)、 駒橋川流域=(7.1267)、 馬込川流域=(15.222)	天竜川下流〔鹿島・中ノ町〕、 都田川水系 都田川〔瀬戸橋〕
磐田市	一帯沢川流域=6.4、ほろ川流域=16.5、 今ノ瀬川流域=7.1	一帯沢川流域=(7.64)、 ほろ川流域=(7.1266)、 今ノ瀬川流域=(11.339)	—	天竜川下流〔鹿島・中ノ町〕、 太田川水系 太田川・原野谷川〔矢方・新良・山名〕
掛川市	牛瀬川流域=13.9、下小笠川流域=6.8、 佐野川流域=5.9、原野谷川流域=16、 佐野川流域=16.6、 新井川流域=9.1、野太谷川流域=6、 垂木川流域=9.1、野太谷川流域=6、 井伊谷川流域=8.2、野太谷川流域=6.6	牛瀬川流域=(11.58)、 下小笠川流域=(6.16)、 佐野川流域=(9.116)、 原野谷川流域=(2.112)、 新井川流域=(9.91)、 野太谷川流域=(7.66)	—	—
森井市	前川流域=4.7、敷田川流域=13.1、 小笠川流域=5.7、宇別川流域=7.2、 宇別川流域=5.7、宇別川流域=7.1、 原野谷川流域=7.2、原野谷川流域=7.4	前川流域=(5.72)、 小笠川流域=(5.711)、 宇別川流域=(7.276)	—	—
湖西市	入出太田川流域=5.2、笠子川流域=6	—	—	—
御前崎市	新野川流域=9.9	新野川流域=(9)	—	—
菊川市	牛瀬川流域=9.1、西芳川流域=4.9	牛瀬川流域=(7.91)、 西芳川流域=(7.69)、 菊川流域=(7.12)	—	—
森町	黒川流域=16.2、三倉川流域=12、 一帯川流域=9.7	黒川流域=(7.223)	—	—

\*1、(表)流域雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

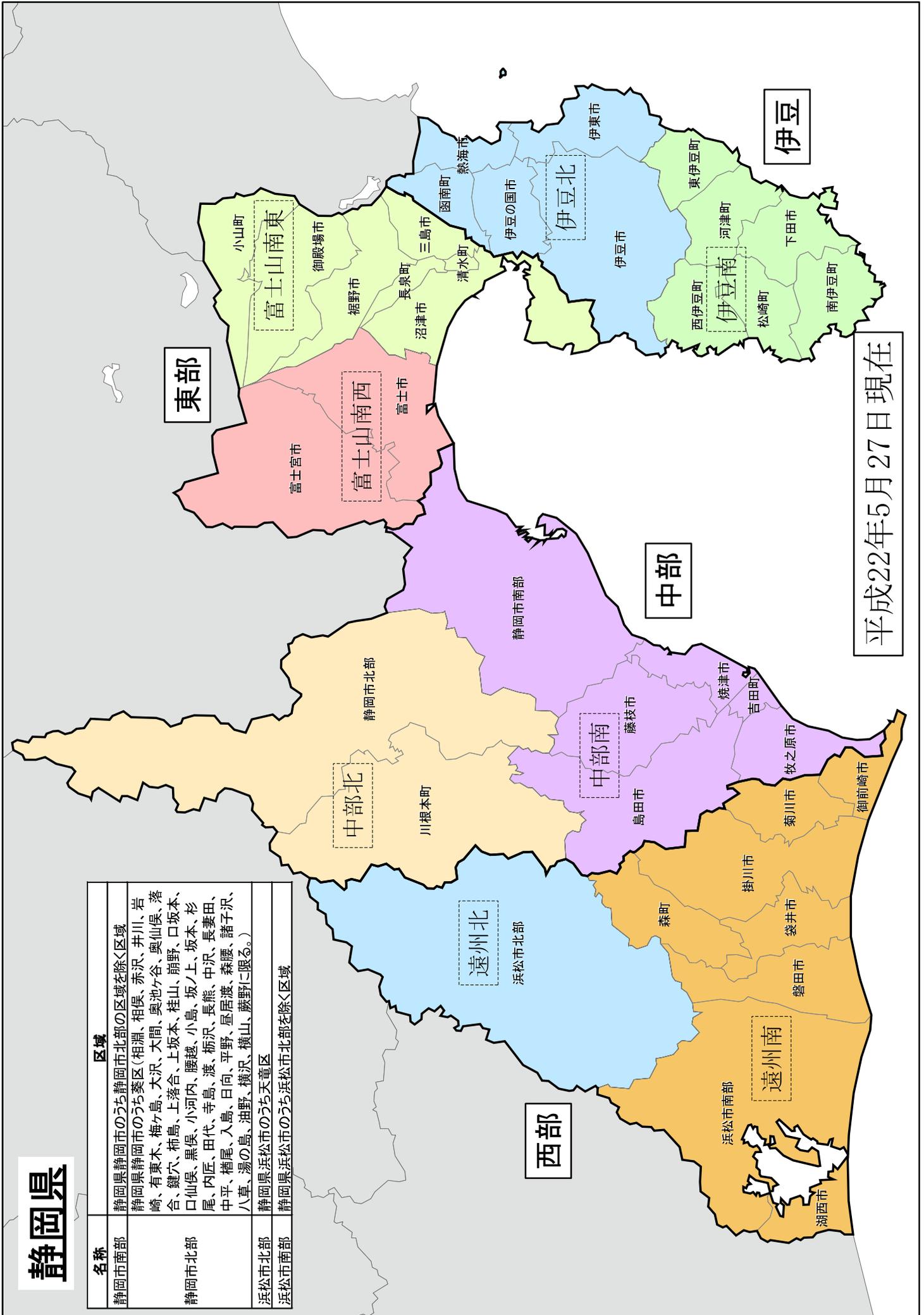
(別表5)高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
中部南	静岡市南部	1.5m	1.1m
	島田市	—	—
	焼津市	1.5m	1.1m
	藤枝市	—	—
	牧之原市	1.5m	1.1m
	吉田町	1.5m	1.1m
中部北	静岡市北部	—	—
	川根本町	—	—
伊豆北	熱海市	1.5m	1.1m
	伊東市	1.5m	1.1m
	伊豆市	1.5m	1.1m
	伊豆の国市	—	—
	函南町	—	—
伊豆南	下田市	1.5m	1.1m
	東伊豆町	1.5m	1.1m
	河津町	1.5m	1.1m
	南伊豆町	1.5m	1.1m
	松崎町	1.5m	1.1m
	西伊豆町	1.5m	1.1m
富士山南東	沼津市	1.5m	1.1m
	三島市	—	—
	御殿場市	—	—
	裾野市	—	—
	清水町	—	—
	長泉町	—	—
	小山町	—	—
富士山南西	富士宮市	—	—
	富士市	1.5m	1.1m
遠州北	浜松市北部	—	—
遠州南	浜松市南部	1.4m	1.1m
	磐田市	1.5m	1.1m
	掛川市	1.5m	1.1m
	袋井市	1.5m	1.1m
	湖西市	1.5m	1.1m
	御前崎市	1.5m	1.1m
	菊川市	—	—
	森町	—	—

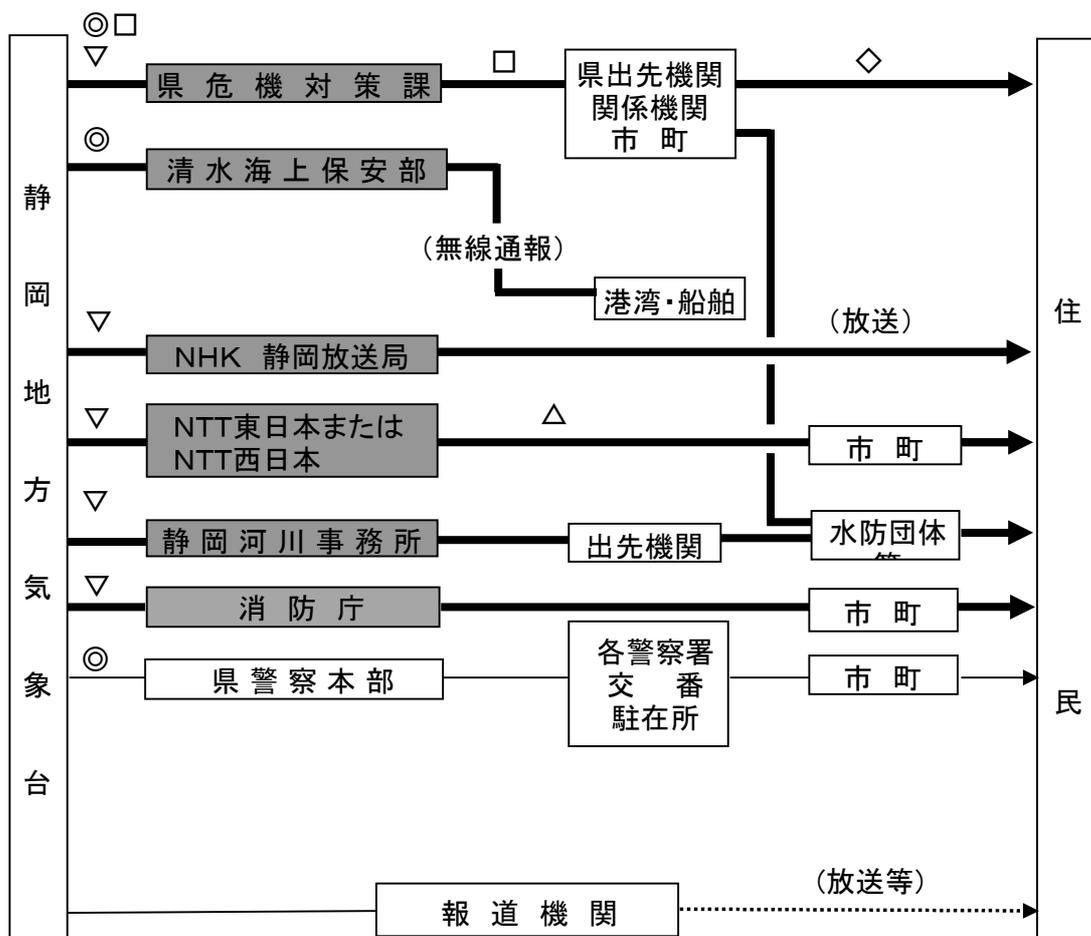
# 静岡県

名称	区域
静岡市南部	静岡県静岡市のうち静岡市北部の区域を除く区域
静岡市北部	静岡県静岡市のうち葵区(相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、蒲野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、湊、枋沢、長熊、中沢、長妻田、中平、榑尾、入島、日向、平野、屋居渡、森腰、諸子沢、八草、湯の島、油野、横沢、横山、藤野に限る。)
浜松市北部	静岡県浜松市のうち天竜区
浜松市南部	静岡県浜松市のうち浜松市北部を除く区域



平成22年5月27日現在

5-3-2 気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図



- 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関
- 法令(気象業務法等)による通知、周知の系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知の系統
- 防災情報提供システム
- 専用電話・FAX
- 加入電話・FAX
- オンライン(アドレス経由)
- 県防災行政無線
- 市町村防災行政無線

注) 特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。

### 5-3-3 土砂災害警戒情報の発表

県砂防課及び静岡地方気象台は、大雨特別警戒報または大雨警戒報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より嚴重な警戒が必要な場合に、土砂災害警戒情報を発表する。避難が必要な警戒レベル4に相当。

- (1)発表機関  
土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、災害対策基本法及び気象業務法に基づき、県砂防課と静岡地方気象台が共同で作成、発表する。
- (2)目的  
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。
- (3)発表対象地域  
土砂災害警戒情報は、市町を発表単位とし、県内35市町(37地域)を発表対象とする。  
ただし、面積が広大な静岡市と浜松市については、気象二次細分区の境界線で南北に2分割して発表する。
- (4)発表する情報の内容  
土砂災害警戒情報は、市町の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた内容とする。(付図1参照)
- (5)対象とする土砂災害  
土砂災害警戒情報は、土石流及び集中的に発生するがけ崩れを対象とする。ただし、土石流のうち、融雪を起因として発生する土石流は対象としない。
- (6)発表基準  
土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準から成り、それぞれ以下のとおりとする。
  - 1)警戒基準  
警戒基準は、大雨警戒報または大雨特別警戒報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいたQ1基準に達したときとする。(付図2参照)  
なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。
  - 2)警戒解除基準  
警戒解除基準は、Q1基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の雲況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。(付図2参照)
  - 3)暫定基準  
地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は別紙1「地震等発生後の暫定基準の設定について」、別紙2「土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準見直しについて」に基づき、暫定基準を設定するものとする。

- (7)土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点
  - ・土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における補生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。
  - ・技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
  - ・市町長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考とし、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も考慮する。
- (8)市町村防災計画への位置付け  
市町は、市町村地域防災計画に土砂災害警戒情報について定め、土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

付図1 土砂災害警戒情報発表表例

## 静岡県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分  
静岡県 静岡地方気象台 共同発表

**【警戒対象地域】**

〇〇市\* □□市\* ××市\* △△町\*

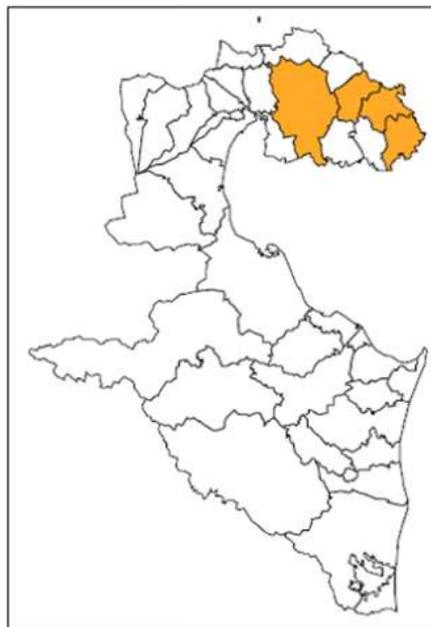
\*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

**【警戒文】**

<概況>  
降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に非常に危険な状況です。  
<とるべき措置>  
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】  
崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市町から発令される避難勧告などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。

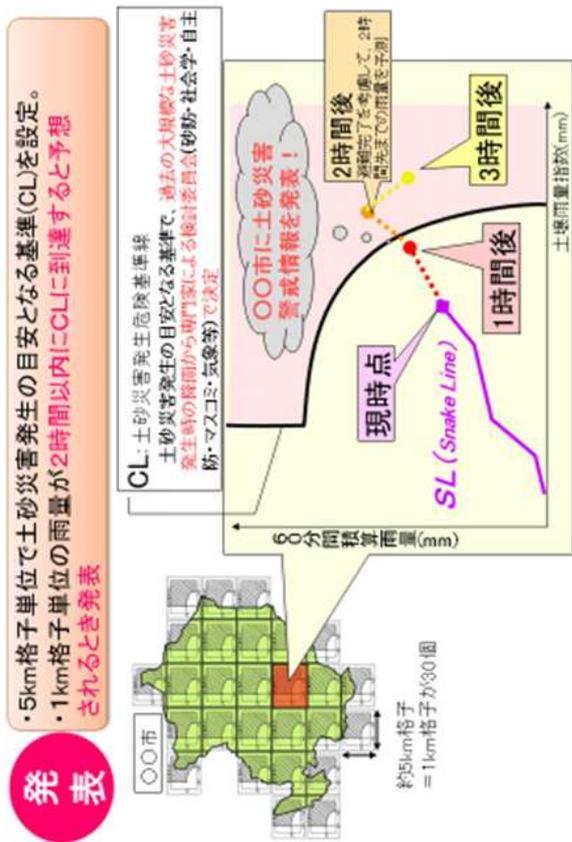
**【補足情報】**

市町内で危険度が高まっている区域は、静岡県や気象庁のホームページ等でも確認できます。  
静岡県「土砂災害警戒情報補足情報システム」  
<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/7mp=9004-1> (詳細情報)  
気象庁「大雨警戒(土砂災害)の危険度分布」  
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>

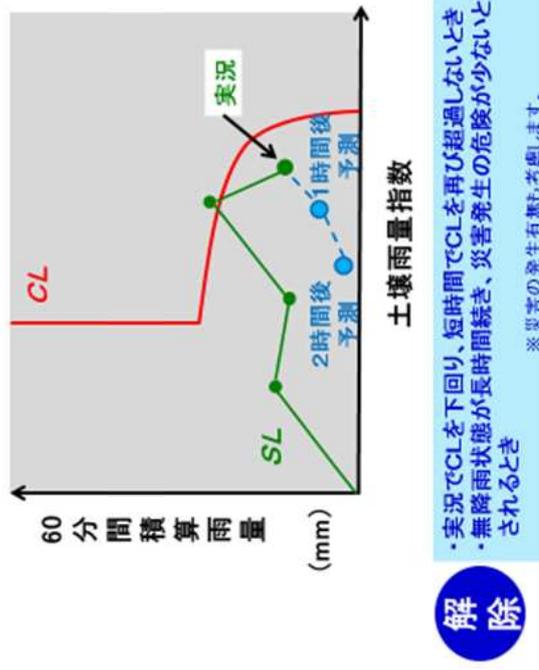


(注) 静岡市北部: 駿区(本川、蒲原、玉川、橋ノ鼻、大瀬内、井川地区)  
静岡市西部: 駿区(静岡市西部の地域を除く)、静河区、清水区  
浜松市北部: 天竜区  
浜松市西部: 中区、東区、南区、北区、森地区  
問い合わせ先  
054-221-3042 (静岡県交通基盤部砂防課)  
<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/7ms=9004-18> (詳細情報)  
054-286-3411 (静岡地方気象台)

付図2 土砂災害警戒情報の発表基準



付図3 土砂災害警戒情報の解除基準



土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の設定について

- 1. 暫定基準を設定する事象**

  - ・震度5強以上の地震が発生した場合に、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。
  - ・その他、通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象(台風等にょり広範囲で土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等)が発生した場合、静岡県交通基盤部及び静岡地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部に相談し、必要に応じて関係機関から意見を聴取しつつ暫定基準の設定の調整をすること。ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。
- 2. 暫定基準設定時の発表対象地域**

暫定基準による発表対象地域は、通常基準の運用時と同様とする。なお、事象の範囲が市町等の発表単位の一部地域のみ(島嶼部など)の場合は、市町等の発表単位の一部地域を対象として暫定基準を適用することとし、土砂災害警戒情報の発表方法や地域の名称について、別途協議を行うものとする。
- 3. 地震等発生時の暫定基準の設定手順および設定方法**

暫定基準については、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台が協議し事前に準備しておく事項(以下「措置0」という。)及び、地震等発生後に速やかに実施する事項(以下「措置1」という。)と、被害状況の把握等を行ってから執るべき事項(以下「措置2」という。)がある。別添1-1に暫定基準設定にかかる作業フローを示す。

暫定基準案の作成にあたっては、気象庁大気海洋部ならびに国土技術政策総合研究所から必要に応じて技術的な助言を得るものとする。

  - (1) 「措置0」：事前に準備しておく事項**

    - ① **暫定基準案の設定**

静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は、迅速に暫定基準の運用を開始できるようにするため、想定される事象に対する暫定基準案を事前に準備しておく。この暫定基準案については実施要領により明記しておくものとする。別添1-2に地震発生後の暫定基準案の設定例を示す。
    - ② **暫定基準設定に関する留意事項**

暫定基準案の設定にあたっては、大雨警報(土砂災害)の暫定基準の設定方法との整合性に留意する。
  - (2) 「措置1」：地震など発生後に速やかに実施する事項**

発生した事象(震度5強以上の地震)が、暫定基準の設定対象であって、降雨が予想される等、早急に暫定基準を設定するべき状況であると判断した場合には、以下による措置を行う。

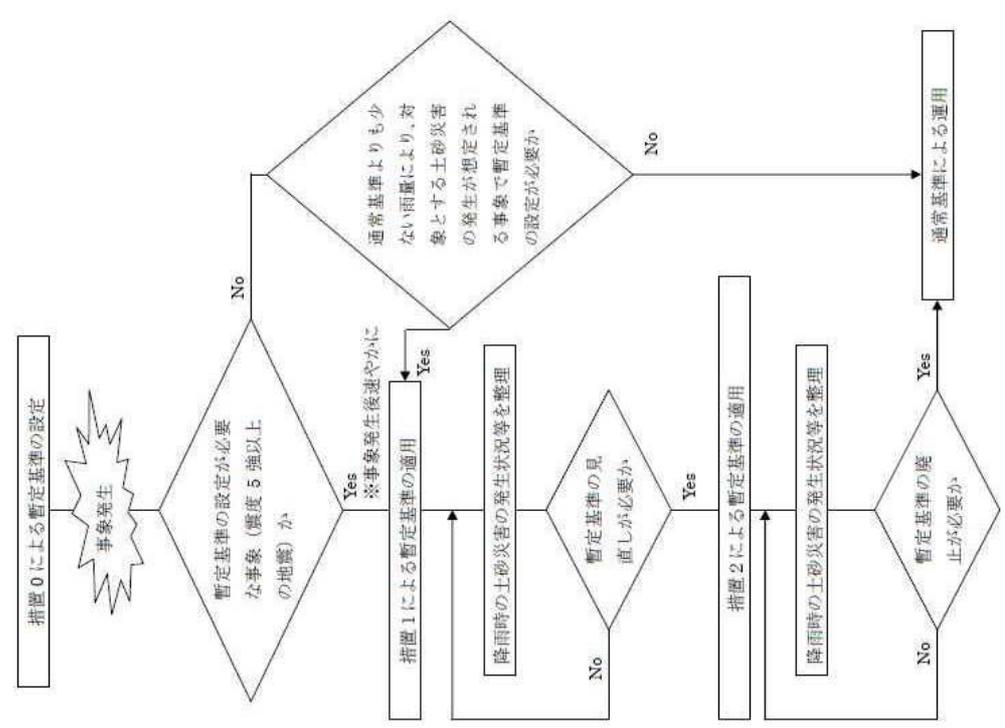
    - ① **適用する暫定基準**

原則として措置0により準備した「暫定基準案」を暫定基準とする。なお、事前に暫定基準案が準備されていない事象(震度5強以上の地震以外の事象)には、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ暫定基準の設定の調整をする。
    - ② **適用区域**

以下の条件を満たした市町等の発表単位に対して暫定基準を適用する。

      - ・ 地震発生の場合には、震度5強以上が観測された市町を対象とする。
      - ・ その他事象の場合は、被害状況等から、影響を受けるおそれがある市町を対象とする。

暫定基準設定に係る作業フロー



③暫定基準の適用に関する留意事項  
土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する(別添1-3)。

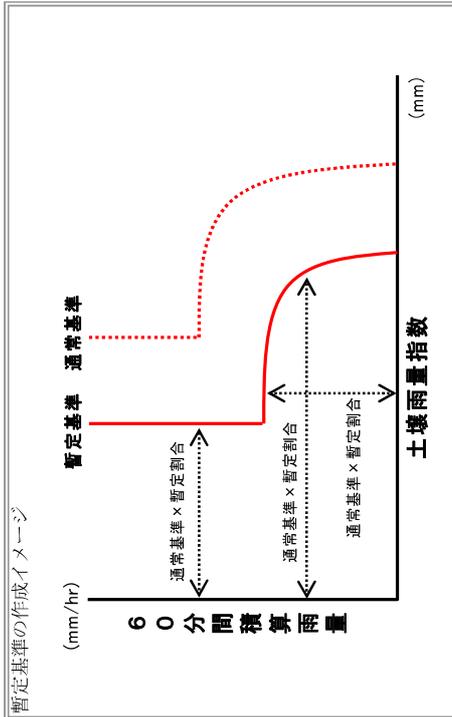
暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

(3)「措置2」：被害状況等の把握を行ってからとるべき事象  
措置1により暫定基準を設定した後、降雨等による土砂災害の発生状況等を勘案して、暫定基準の見直しまたは廃止が必要と判断される場合には、別紙2に従い、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台が協議し、必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、大雨警報(土砂災害)の暫定基準の運用との整合に留意する。

地震時の暫定基準

状況	暫定割合 (通常基準に乗じる割合)	
	地震	
種別	震度5強の地域	8割※
	震度6弱以上の地域	7割※

※通常基準の土壌雨量指数及び60分間積算雨量に乗じる割合



土砂災害警戒情報への記載 (例)

## 静岡県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分  
静岡県 静岡県地方气象台 共同発表

**【警戒対象地域】**  
〇〇市\* 〇〇市\* ××市\* △△町\*

\*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

**【警戒文】**  
 <概況>  
 降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に非常に危険な状況です。  
 避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】  
 崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市町から発令される避難勧告などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。

**【補足情報】**  
 市内内で危険度が高まっている区域は、静岡県や気象庁のホームページでも確認できます。  
 静岡県「土砂災害警戒情報補足情報システム」  
<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9004-1> (詳細情報)  
 気象庁「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」  
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>

警戒対象地域  
 地震影響域

問い合わせ先  
 054-221-3042 (静岡県交通基盤部砂防課)  
<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9004-18> (詳細情報)  
 054-286-3411 (静岡県地方气象台)

(注) 静岡市北部：東区(大川、清水、玉川、橋ヶ島、大淵内、井川地区)  
 静岡市西部：東区(静岡市北部の地域を除く)、静河区、清水区  
 浜松市北部：天竜区  
 浜松市西部：中区、東区、南区、北区、浜北区

## 土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準見直しについて

土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準の見直しにあたっては、暫定基準設定後、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台が地震発生後の降雨状況と土砂災害の発生状況を調査し、その結果に応じて以下の考え方で見直す。

### 1 暫定基準見直しの際の検討区域の設定

暫定基準の見直しは、土砂災害に対して概ね同様の特性を有していると判断した区域をまとめて検討する(以下、「検討区域」という)ことを基本とする。

なお、検討区域に通常基準で運用している区域が含まれる場合は、その区域を除外して検討する。また、異なる暫定基準の区域が混在している場合は別々の検討区域として検討を行う。

### 2 地震により発生した崩壊・斜面変状の有無に応じた考え方

1 で定めた検討区域内において、地震により発生した崩壊・斜面変状の有無により、以下(1)(2)のとおり、暫定基準見直しの考え方を使い分ける。崩壊・斜面変状の有無は、地震後に実施した土砂災害危険箇所等の緊急点検の結果等を参考にする。緊急点検の結果は、概ね以下の3区分に分類される。

- 分類A：変状が大きく、緊急的な工事等を行う必要がある箇所
- 分類B：変状が軽微で、詳細調査の実施後、必要に応じて工事等を行う箇所
- 分類C：変状が無く、当面、工事等を行う必要がない箇所

以下、「まとまった数の崩壊・斜面変状箇所」とは、上記分類A またはB の箇所が検討区域内にまとまってある箇所をいう。(別添2-2 図2~3)

なお、点検結果の分類がA 及びB の箇所について工事等の対策が完了した場合は、分類C の箇所と同等に扱ってよいものとする。

### (1) まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がない場合(別添2-1-1)

#### i 経験した降雨に応じた暫定基準の引き上げ

検討区域内において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験しても、検討区域内に新たな崩壊または崩壊・斜面変状発生箇所の崩壊・変状の拡大(以下、「新たな崩壊等」という)が発生していない場合は、検討区域内の最大の降雨に応じた割合まで、暫定基準を引き上げる。

暫定基準の引き上げ幅は、震度6 弱以上の暫定基準→震度5 強の暫定基準→通常基準の各段階を基本とする。

暫定基準を上回る降雨の複数回の経験は、検討区域内の同一箇所を経験する必要はないが、1 回の降雨で検討区域内の複数の箇所で基準を上回る降雨を経験した場合には、1 回の経験と見なす。1 回の降雨とは、一連の土砂災害警戒情報の発表期間を原則とする。

#### (ア) 新たな崩壊等が発生した場合

新たな崩壊等の発生箇所周辺で、適用している暫定基準の一段階上の基準を上回る降雨があった場合は、経験した降雨に応じた割合まで暫定基準を引き上げてよい。適用している暫定基準の一段階上の基準未満の降雨であった場合は、あらかじめ暫定基準を上回る降雨を複数回経験し、新たな崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。新たな崩壊等の発生箇所周辺とは、新たな崩壊等が確認された箇所を含む5km メッシュ及びこれを囲む8 メッシュを指す。

#### (イ) 暫定基準適用後に新たに震度5 強以上の地震が発生した場合

新たに発生した地震の震度の暫定基準以上に暫定基準を引き上げると、新たに発生した地震以降の降雨を対象として検証する。

#### ii 一定の降雨期を経た暫定基準の引き上げ

地震発生後、暫定基準を上回る降雨がなかった場合においても、梅雨期から台風期を経て、新たな崩壊等が確認されない場合は、通常基準に戻す。

### (2) まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がある場合(別添2-1-2)

#### i 経験した降雨に応じた暫定基準の引き上げ

検討区域内の崩壊・斜面変状発生箇所周辺において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験しても、検討区域内に新たな崩壊等が発生していない場合は、検討区域内の最大の降雨に応じた割合まで、暫定基準を引き上げると、新たに崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。

暫定基準の引き上げ幅は、震度6 弱以上の暫定基準→震度5 強の暫定基準→通常基準の各段階を基本とする。

検討区域内の崩壊・斜面変状発生箇所周辺とは、崩壊・斜面変状が確認された箇所を含む5km メッシュ及びこれを囲む8 メッシュを指す。

暫定基準を上回る降雨の複数回の経験は、検討区域内の同一の崩壊・斜面変状発生箇所周辺で経験する必要があるが、1 回の降雨で検討区域内の複数の崩壊・斜面変状発生箇所周辺で基準を上回る降雨を経験した場合には、1 回の経験とみなす。1 回の降雨とは、一連の土砂災害警戒情報の発表期間を原則とする。

#### (ア) 新たな崩壊等が発生した場合

崩壊・斜面変状発生箇所周辺で、適用している暫定基準の一段階上の基準を上回る降雨があった場合は、経験した降雨に応じた割合まで暫定基準を引き上げてよい。適用している暫定基準の一段階上の基準未満の降雨であった場合は、あらかじめ崩壊・斜面変状発生箇所周辺において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験し、新たな崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。

#### (イ) 暫定基準適用後に新たに震度5 強以上の地震が発生した場合

新たに発生した地震の震度の暫定基準以上に暫定基準を引き上げると、新たに発生した地震以降の降雨を対象として検証する。

#### ii 一定の降雨期を経た暫定基準の引き上げ

地震発生後、暫定基準を上回る降雨がなかった場合においても、梅雨期から台風期を経て、検討区域内に新たな崩壊等が確認されない場合は、暫定基準を一段階(震度6 弱以上の暫定基準→震度5 強の暫定基準、震度5 強の暫定基準→通常基準)引き上げる。

5-3-4 土砂災害警戒情報の伝達

- (1)伝達系統
- 静岡地方気象台は、気象業務法第15条により大雨特別警報または大雨警報を県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は、大雨特別警報または大雨警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達する。県までの伝達経路は、大雨特別警報または大雨警報の伝達経路と同様である。
- 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条(土砂災害警戒情報の提供)、災害対策基本法第51条(情報の収集及び伝達)及び第55条(都道府県知事の通知等)により市町長その他関係者に伝達する。
- 県砂防課と静岡地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表した場合、静岡地方気象台は気象庁防災業務計画に基づき、土砂災害警戒情報を専用通信施設等により県危機対策課等関係機関、日本放送協会(NHK)等報道機関へ伝達する。
  - 県危機対策課は、県地域防災計画に基づき大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町等へ土砂災害警戒情報を県防災行政無線により伝達する。
  - 市町は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民の他の関係のある公私の団体等へ伝達する。
  - その他の関係機関は、必要な伝達等の措置を執る。

(2)土砂災害警戒情報の伝達先  
付表1に示すとおり。

(3)土砂災害警戒情報の伝達系統図  
付図3に示すとおり。

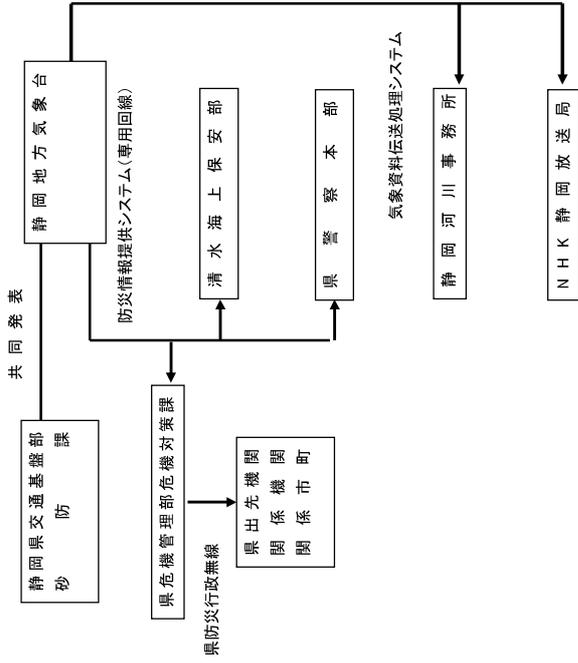
(4)土砂災害警戒情報の発表の確認  
以下に示す機関においては、防災情報提供システム(インターネット)により土砂災害警戒情報の発表を確認することができる。

静岡国連事務所、沼津河川国連事務所、富士砂防事務所等国の機関、ライフライン機関、鉄道事業者、報道機関、その他防災情報提供システム(インターネット)利用機関

付表1 土砂災害警戒情報の伝達先

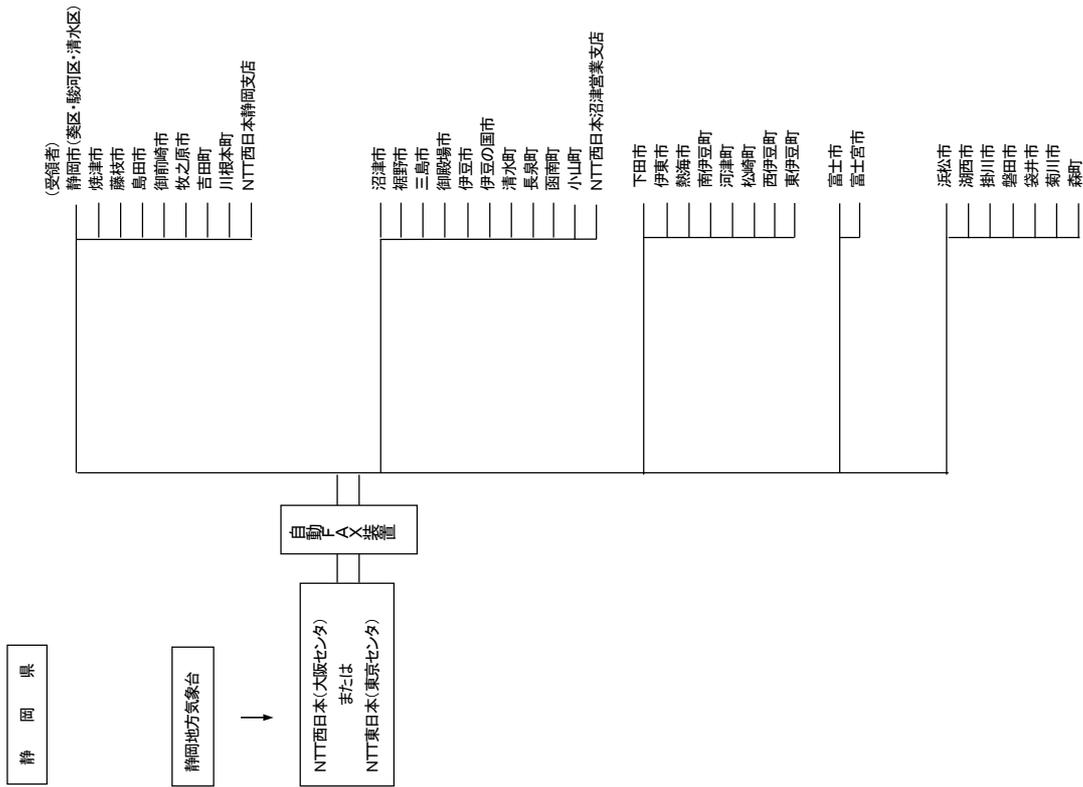
伝達先	伝達方法	担当部署
県危機対策課	防災情報提供システム	静岡地方気象台
関係市町	県防災行政無線	県危機対策課
県出先機関、関係機関	県防災行政無線	県危機対策課
清水海上保安部	防災情報提供システム	静岡地方気象台
県警察本部	防災情報提供システム	静岡地方気象台
静岡河川事務所	気象資料伝送処理システム	静岡地方気象台
NHK静岡放送局	気象資料伝送処理システム	静岡地方気象台

付図3 土砂災害警戒情報の伝達系統図



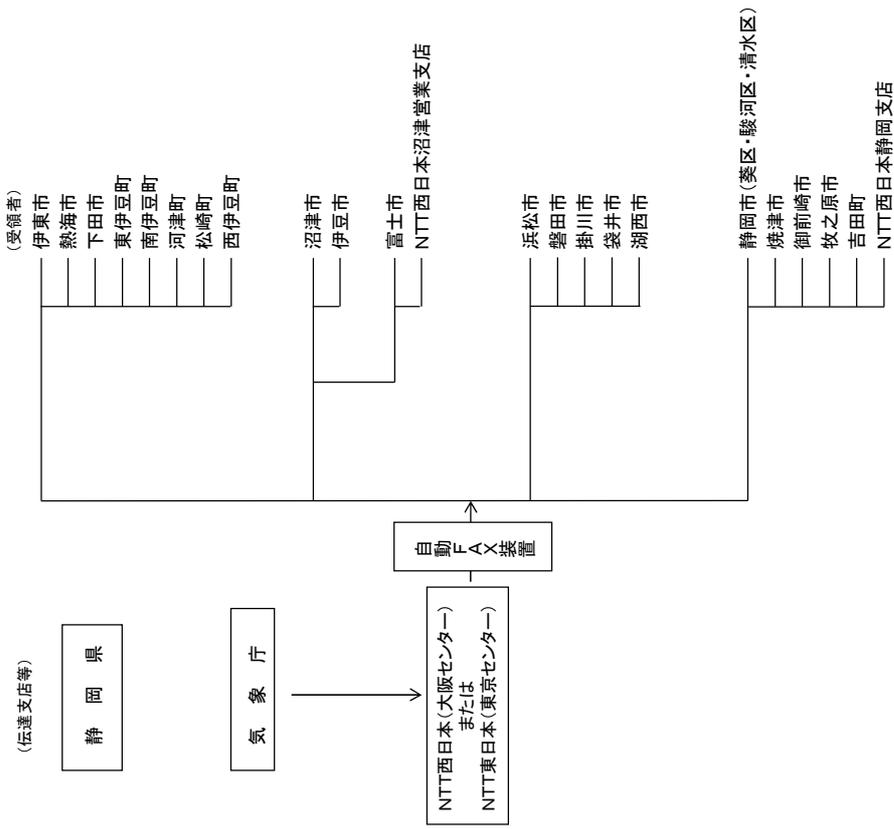
### 5-3-5 気象・洪水・波浪・高潮警報伝達系統図

(西日本電信電話株式会社) R3.4.1

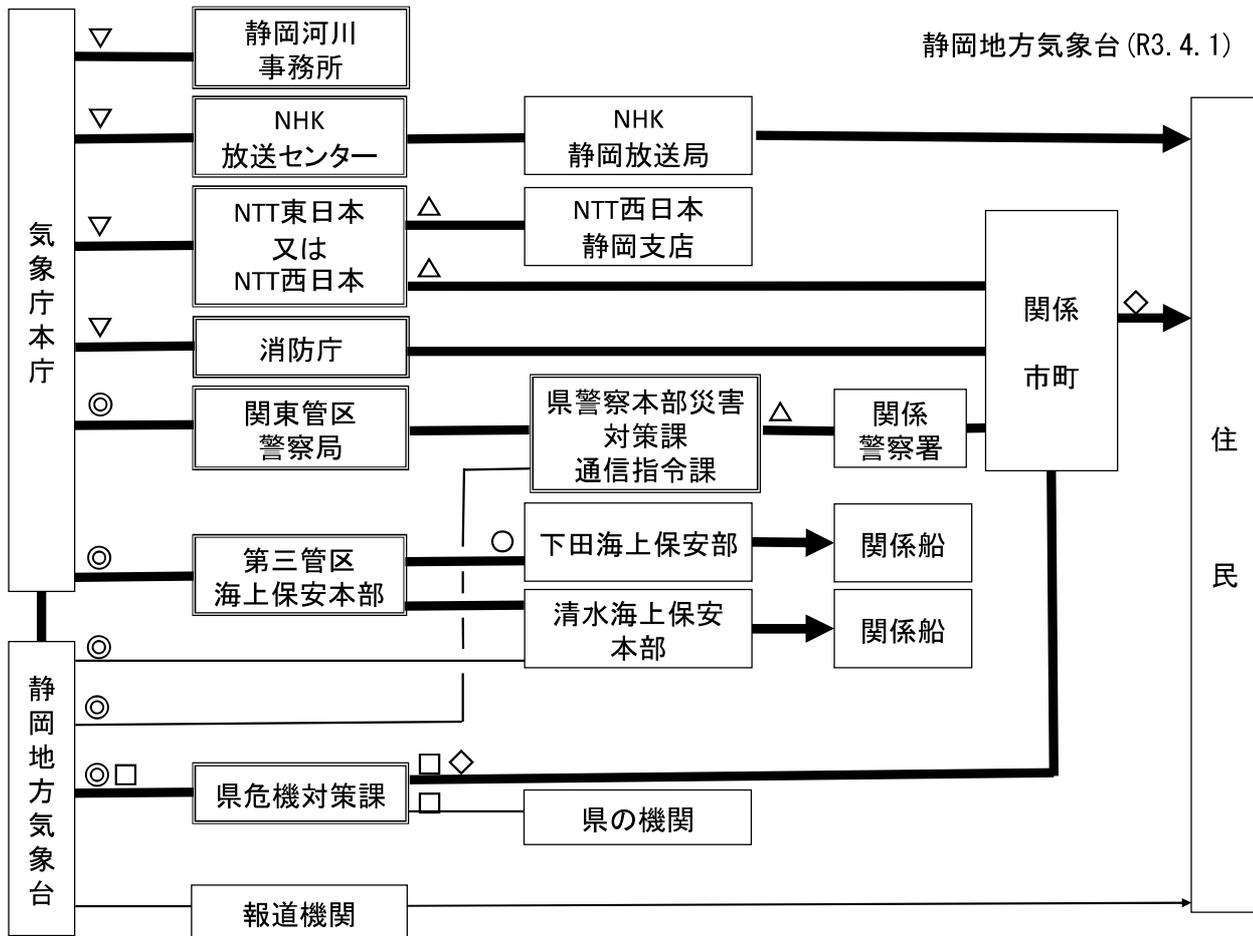


### 5-3-6 津波警報伝達系統図

(西日本電信電話株式会社) R3.4.1



5-3-7 津波警報等の伝達系統図



- 法令（気象業務法等）による通知系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- ◎ 防災情報提供システム
- 専用電話・FAX
- △ 加入電話・FAX
- ▽ オンライン（アデス経由）
- 県防災行政無線
- ◇ 市町村防災行政無線

     法令により、気象官署から警報事項を通知する機関

注) 特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。

### 5-3-8 噴火警報等の発表と伝達

#### (静岡地方気象台) R4.4.1

(1) 噴火警報 (居住地域)・噴火警報 (火口周辺)  
 気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象 (大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象) の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲) を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報 (居住地域)」, 含まれない場合は「噴火警報 (火口周辺)」として発表する。噴火警報 (居住地域) は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。  
 噴火警戒レベルが適用されている火山では、平常時のうちに地元の火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、地元の市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応を実施する。

(2) 噴火予報  
 気象庁火山監視・警報センターが、警報の解除を行う場合等に発表する。

(3) 噴火警戒レベル  
 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。  
 活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

エ. 噴火警報の例 (レベル対象火山の場合) は次のとおり  
 火山名 富士山 噴火警報 (居住地域)  
 平成26年XX月XX日△△時△△分 気象庁地震火山部  
 \*\* (見出し) \*\*  
 <富士山に噴火警戒レベル4、避難準備) を発表>  
 噴火のおそれ。第1次避難対象エリアでは避難。第2次避難対象エリアでは避難準備。  
 <噴火警戒レベルを3 (入山規制) から4 (避難準備) に上げ>  
 \*\* (本文) \*\*  
 1. 火山活動の状況及び予報警報事項  
 富士山では、本日 (31日) やや規模の大きい地震が北側山腹で引き続き多く発生しています。また、本日 (31日) 03時以降、傾斜計で地殻変動が観測され、現在も継続しています。  
 富士山の火山活動はさらに活発化するおそれがあり、噴火が発生する可能性があります。

2. 対象市町村等  
 以下の市町村では、当該居住地域で避難などの厳重な警戒をしてください。  
 山梨県：富士河口湖町、鳴沢村、山中湖村  
 静岡県：富士宮市、富士市、裾野市

以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。  
 山梨県：富士吉田市、身延町  
 静岡県：御殿場市、小山町

3. 防災上の警戒事項等  
 富士山火山防災対策協議会が定めた第1次避難対象エリア (富士山火山防災マップに示される火口ができる可能性の高い範囲) では、市町村の指示に従い、避難してください。  
 第2次避難対象エリア (大きな噴石、火砕流の影響が及ぶ可能性の高い範囲及び溶岩流が3時間以内に到達する可能性の高い範囲) では、市町村の指示に従い、いつでも避難ができるように準備をしてください。

噴火時には、風下側で火山灰だけでなく小さな噴石も遠方まで風で飛ばされて降るおそれがあるため、屋内に退避するなど、注意してください。

<噴火警戒レベルを3 (入山規制) から4 (避難準備) に上げ>

\*\* (参考：噴火警戒レベルの説明) \*\*

【レベル5 (避難)】：危険な居住地域からの避難等が必要。  
 【レベル4 (避難準備)】：警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。  
 【レベル3 (入山規制)】：登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。状況に応じて要配慮者の避難準備等。

【レベル2 (火口周辺規制)】：火口周辺への立入規制等。  
 【レベル1 (平常)】：状況に応じて火口内への立入規制等。

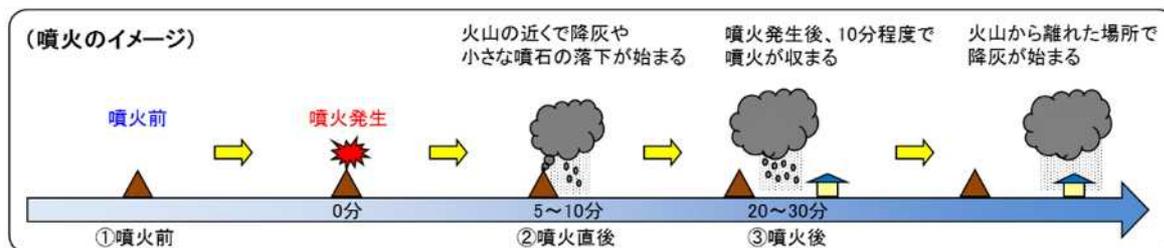
(注：避難や規制の対象地域は、地域の状況や火山活動状況により異なる)

名称	対象範囲*	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報* (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合	レベル5 (避難) レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制) レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が許す程度である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (活火山であることに留意)

5-3-9 降灰予報

(静岡地方気象台) R3. 4. 1

降灰予報の発表イメージ



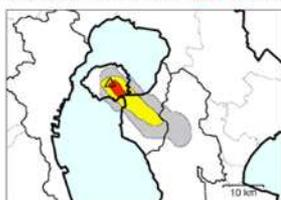
①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



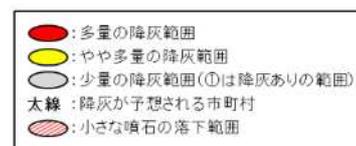
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5~10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20~30分程度で発表します



注：上空の風が弱い場合、あるいは高度によって風向きが大きく変化している場合、降灰予報と実際の降灰範囲及び降灰量が異なることがあります。

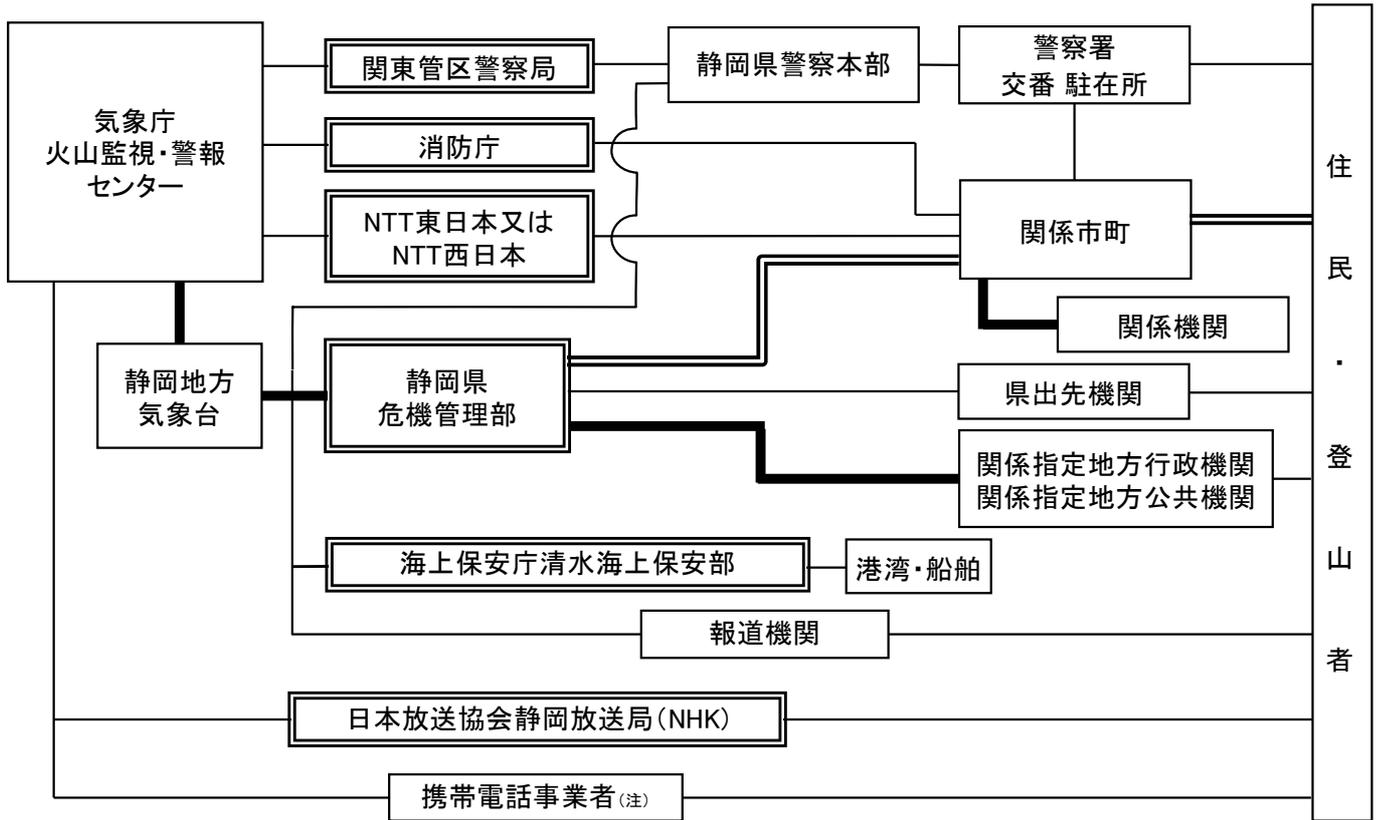
降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ 路面 視界	人	道路	
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる 視界不良となる	<b>外出を控える</b> 慢性的喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫等)が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が始まる	<b>運転を控える</b> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰の付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	1mm未満 0.1mm以上 【注意】	白線が見えにくい 明らかに降っている	<b>マスク等で防護</b> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<b>徐行運転する</b> 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始)	稲等の農作物が収穫できなくなったり※、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる 降っているのがようやくわかる	<b>窓を閉める</b> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	<b>フロントガラスの除灰</b> 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※

※富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による設定

5-3-10 噴火警報・予報等の伝達系統図

(静岡地方気象台)R4.4.1



(注) 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される



(二重枠)で囲まれてる機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9号の規定に基づく法定伝達先。



(太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。



(二重線)は、

- 上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等。
- 特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

### 5-3-11 異常現象と発見者の通報義務

(静岡地方気象台) R4.4.1

災害対策基本法第54条によって、災害が発生する恐れのある異常な現象(著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雪等、噴火現象、火山性異常現象、顕発地震、異常潮位、異常波浪等)を発見した者は遅滞なく市町村長、警察官または海上保安官に通報するものとする。

火山関係の異常現象とは次のものをいう。

1) 噴火(爆發、溶岩流、泥石流、軽石流、火砕流等)及びそれに伴う降灰砂等
2) 火山地域での火映、鳴動の発生
3) 火山地域での地震群発
4) 火山地域での山くずれ、地割れ、土地上昇、沈下、陥没等の顕著な地形変化
5) 噴気孔の新生拡大、移動及び噴気の噴理の量、色、温度、昇華物等顕著な異常変化
6) 火山地域での湧泉の新生、枯渇、または量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
7) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大或いは移動及び草木の立枯れ等
8) 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、濁度、臭、色の变化、軽石、死魚等浮上、発泡、温度の上昇等

### 異常現象発見者通報受領気象官署及び火山周辺の官公署等

(富士山)

静岡地方気象台 電話 054-286-3411

機 関 場 所	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
御 殿 場	警 察 署	御殿場市北久原439-2	0550-84-0110
小 山 町	須 走 交 番	駿東郡小山町須走228-4	0550-75-2063
富 土	警 察 署	富士市八千代町3-55	0545-51-0110
国 土 交 通 省	富 土 警 防 事 務 所	富士宮市三園平1100	0544-27-5221
国 土 交 通 省	富 土 警 防 出 張 所	上井出1321-9	0544-54-0236
富 土 宮	警 察 署	城北町160	0544-23-0110
富 土 宮	警 察 署 猪 之 頭 駐 在 所	猪之頭217-7	0544-52-0100
富 土 宮	警 察 署 上 井 出 駐 在 所	上井出705-4	0544-54-0879
富 土 宮	警 察 署 北 山 駐 在 所	北山4930-3	0544-58-1110
沼 津	警 察 署 須 山 駐 在 所	裾野市須山1593-12	055-988-0034

(伊豆東部火山群)

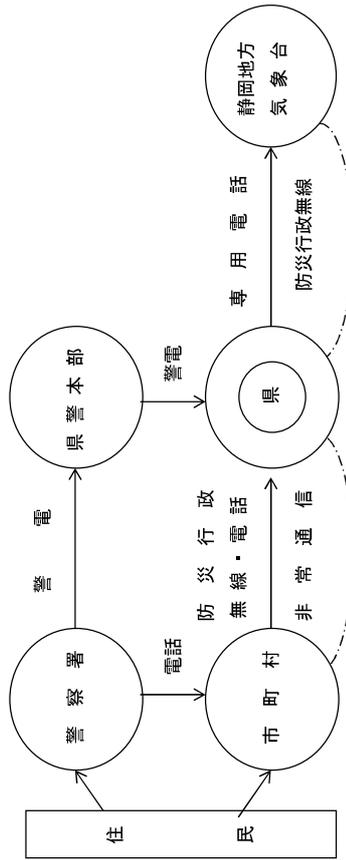
静岡地方気象台 電話 054-282-3833

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
伊 東 市 役 所	伊東市大原2-1-1	0557-36-0111
小 室 山 公 園 管 理 事 務 所 *	伊東市川奈1260-1	0557-45-1594
伊 東 市 宇 佐 美 出 張 所 *	伊東市宇佐美1641-1	0557-48-8004
伊 東 市 川 奈 出 張 所 *	伊東市川奈878-1	0557-45-1075
伊 東 市 対 島 出 張 所 *	伊東市八幡野1187-2	0557-53-0002
伊 東 市 富 戸 出 張 所 *	伊東市富戸718-3	0557-51-0010
伊 東 市 警 察 署	伊東市竹の台2-26	0557-38-0110
宇 佐 美 交 番	伊東市宇佐美1708-1	0557-48-8041
新 井 駐 在 所	伊東市新井2-3-8	0557-36-8100
富 戸 駐 在 所	伊東市富戸217-2	0557-51-0260
八 幡 野 交 番	伊東市八幡野1189-3	0557-53-0044
吉 田 駐 在 所	伊東市吉田174	0557-45-2728
伊 東 市 消 防 署	伊東市桜木町1-1-3	0557-37-0119
伊 東 市 消 防 署 宇 佐 美 分 遣 所	伊東市宇佐美1641-7	0557-33-0119
伊 東 市 消 防 署 対 島 支 署	伊東市八幡野1189-107	0557-53-0119
伊 豆 急 行 K K 鉄 道 部	伊東市八幡野1151	0557-53-1111
沼 津 河 川 国 道 事 務 所	沼津市下香貫外原3244-2	055-934-2006

(備考) \*印は夜間不在

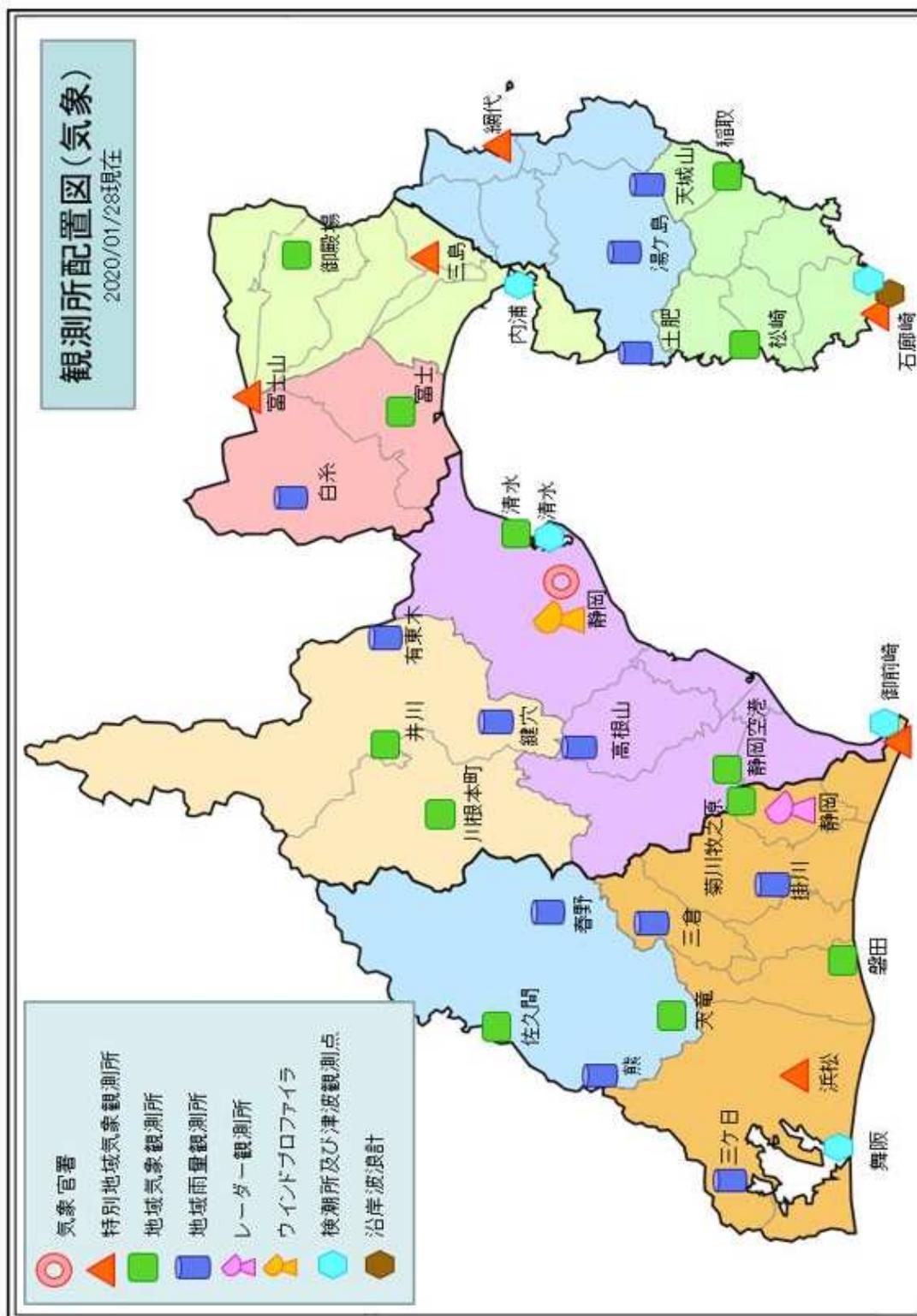
### 5-3-12 異常現象の通報、伝達方法

(静岡地方気象台)



5-4-1 気象観測所配置図  
テレメータによる雨量観測所配置図  
気象庁関係

(令和4年4月1日現在)



## (静岡県)静岡地方気象台管内

令和4年4月1日現在

観測所番号	種類	観測所名	カタカナ綴	所在地	緯度(度分) (°、′)	経度(度分) (°、′)	海面上の高さ (m)	風向風速計 地上の高さ(m)	観測開始年月日
50056	雨	白糸	シライ	富士宮市原	35 18.7	138 34.7	530	—	#
50106	四	井川	イカワ	静岡市葵区井川	35 13.0	138 13.3	755	10.0	昭53.12.25
50112	雨	有東木	ウヅキ	静岡市葵区有東木	35 12.4	138 22.1	585	—	令2.1.28
50136	四	御殿場	ゴテンバ	御殿場市萩原	35 18.3	138 55.6	472	10.0	#昭51.11.29
50196	四	富士	フジ	富士市厚原	35 11.1	138 39.8	66	10.0	#昭53.12.26
50206	官	三島	ミマ	三島市東本町	35 06.8	138 55.5	21	15.8	#昭50.12.13
50226	四	佐久間	サクマ	浜松市天竜区佐久間町浦川	35 03.4	137 45.7	150	10.0	(昭50.05.13)昭53.12.20
50232	雨	春野	ハルノ	浜松市天竜区春野町五和	35 00.7	137 56.7	486	—	平28.09.28
50241	四	川根本町	カネホンチョウ	榛原郡川根本町田代	35 06.1	138 07.7	290	8.5	#昭53.12.22
50247	雨	鍵穴	カギアナ	静岡市葵区鍵穴	35 02.9	138 14.8	160	—	平03.03.26
50261	四	清水	シズ	静岡市清水区興津中町	35 03.2	138 31.3	3	8.5	昭53.01.18
50281	官	網代	アジロ	熱海市網代	35 02.7	139 05.5	67	12.5	#昭50.12.16
50296	雨	熊	クマ	浜松市天竜区熊	34 57.5	137 44.0	375	—	#昭51.06.25
50317	雨	高根山	タケネサン	藤枝市瀬戸ノ谷	34 58.5	138 11.8	415	—	平21.12.18
50331	官	静岡	シズカ	静岡市駿河区曲金	34 58.5	138 24.2	14	16.0	#昭50.03.23
50371	雨	三ヶ日	ミツカヒ	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日	34 48.1	137 33.4	2	—	昭50.05.13
50386	四	天竜	テンリュウ	浜松市天竜区船明	34 53.4	137 48.8	61	10.0	#昭53.12.21
50391	雨	三倉	ミクラ	周智郡森町三倉	34 53.7	137 56.4	114	—	昭57.09.29
50416	雨	土肥	トイ	伊豆市小下田	34 52.6	138 45.6	103	—	平02.07.10
50426	雨	湯ヶ島	ユガシマ	伊豆市市山	34 54.0	138 55.5	165	—	#
50427	雨	天城山	アマギサン	伊豆市菅引字天城山菅引入	34 52.3	139 01.4	1070	—	#
50456	官	浜松	ハママツ	浜松市中区高丘東	34 45.2	137 42.7	46	16.8	#昭50.3.19
50466	雨	掛川	カケガワ	掛川市富部	34 46.8	137 58.0	23	—	昭50.05.13
50476	四	菊川牧之原	キクカワマキハラ	菊川市倉沢	34 47.1	138 08.3	191	6.5	昭53.12.21
50477	三	静岡空港	シズカカウコウ	牧之原市坂口	34 47.7	138 11.3	132	10.0	平21.06.04
50491	四	松崎	マツザキ	賀茂郡松崎町江奈	34 45.3	138 47.0	4	10.0	#昭53.12.27
50506	四	稲取	イナトリ	賀茂郡東伊豆町稲取	34 46.9	139 02.9	130	8.5	#昭53.12.27
50536	四	磐田	イワタ	磐田市南島	34 41.5	137 52.8	1	10.0	昭53.01.19
50551	官	御前崎	オメガサキ	御前崎市御前崎	34 36.2	138 12.7	45	15.8	#昭50.12.11
50561	官	石廊崎	イロウサキ	賀茂郡南伊豆町石廊崎	34 36.2	138 50.5	52	15.0	#昭50.03.26

種類:観測所の種別を示す。「雨」は降水量、「四」は降水量・気温・風速・風向・日照時間、「三」は風向風速・気温・降水量を観測する観測所。

「官」は気象官署または特別地域気象観測所であることを示し、風向風速・気温・降水量・日照時間に加えて気圧・湿度等、他の要素を観測する観測所である。

テレメータによる観測開始年月日のうち、「#」は昭和49年11月1日を示す。「#年月日」は昭和49年11月1日に降水量のみ開始し、続く年月日より他の要素も加わったことを表す。